

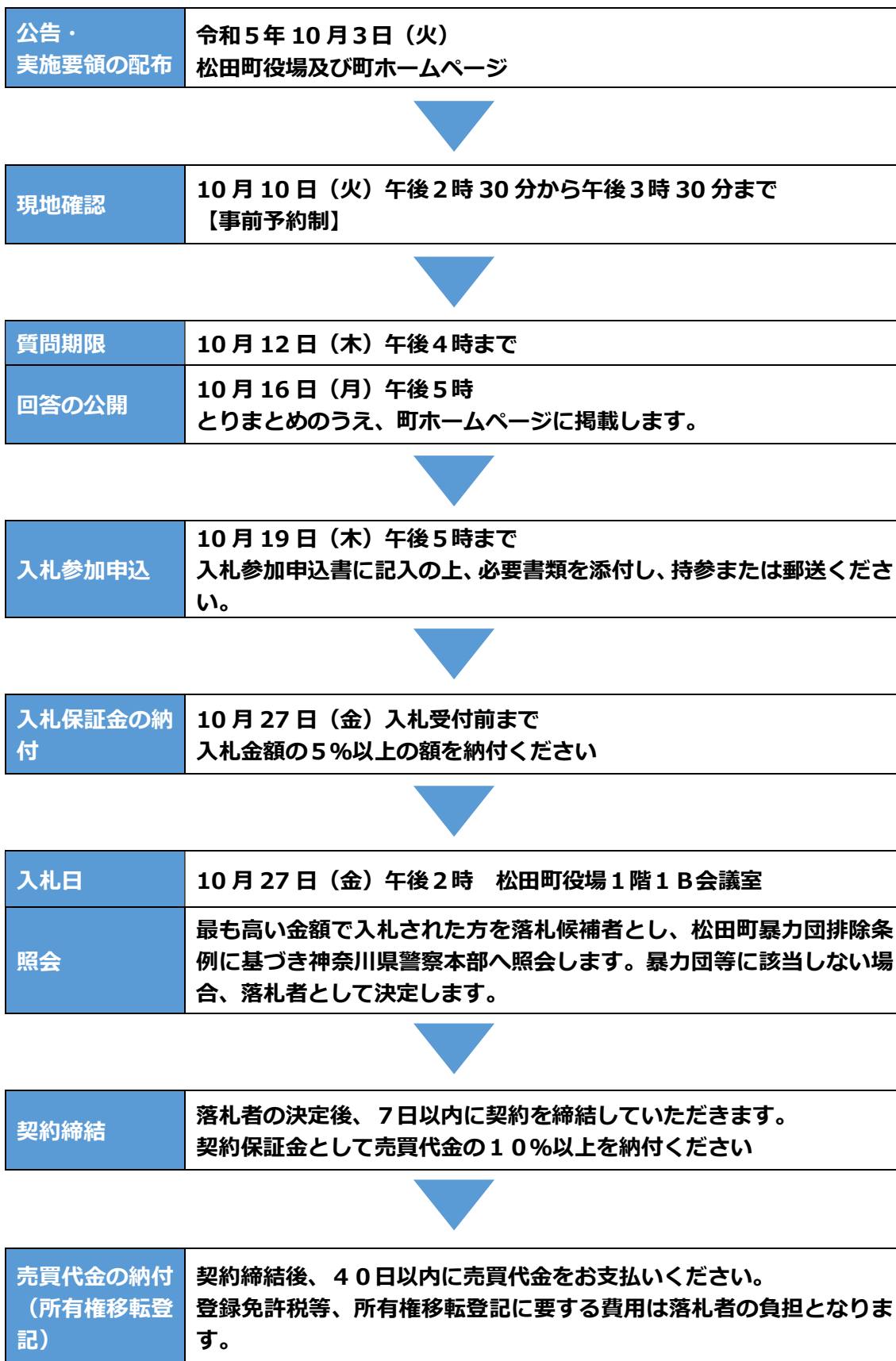
令和5年度町有地売却一般競争入札

実施要領

(令和5年10月27日入札)

令和5年10月

松田町



売却物件

物件番号	所在地	地目	地積（公簿）	予定価格 （最低売却額）
1	松田町寄字二番 121 番 33	宅地	314.37 m ²	8,840,000 円

本入札に関する事務局	松田町総務課管財係 住所：松田町松田惣領 2037 番地 電話：0465-83-1221 FAX：0465-83-1229
------------	---------------------------------------------------------------------

1 参加申込書の配布

- (1) 配布期間 令和5年10月3日（火）から10月19日（木）まで（閉庁日を除く）
午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く）
- (2) 配布場所 松田町役場総務課管財係（松田町役場3階）
※松田町公式サイトからもダウンロードできます。

2 入札参加資格

次の者は、入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 松田町暴力団排除条例第2条に規定する、暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項の規定する観察処分を受けた団体

3 入札参加申込方法

- (1) 申込期間 令和5年10月3日（火）から10月19日（木）まで（閉庁日を除く）
午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く）
- (2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は期限内**必着**。簡易書留としてください。）
- (3) 送付先 〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037
松田町役場 総務課管財係 宛
- (4) 提出書類 証明書は、申込日から3か月以内に発行されたものに限りです。
提出書類に使う印鑑は、全て実印としてください。

①法人が申し込む場合

提出書類	部数
入札参加申込書（様式第1号）	1部
○添付資料（共有希望の場合は全員分）	
松田町暴力団排除条例にかかる誓約書（様式第2号）	1部
印鑑証明書	1部
登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	1部

②個人が申し込む場合

提出書類	部数
入札参加申込書（様式第1号）	1部
○添付資料（共有希望の場合は全員分）	
松田町暴力団排除条例にかかる誓約書（様式第2号）	1部
印鑑登録証明書	1部
住民票（マイナンバーの記載のないもの）	1部
身分証明書（本籍地で発行できます）	1部

※落札候補者については、提出書類の情報を基に、松田町暴力団排除条例に基づき、その者及び法人役員等が暴力団等に該当するかを神奈川県警察本部へ照会します。照会期間は、1週間から1ヶ月程度となります。

(5) 提出書類の内容を確認後、次の書類を郵送します。

交付書類	部数
受領印を押印した入札参加申込書の写し	1部
入札保証金用の納付書	1部

4 現地確認の日時及び場所

(1) 日時

令和5年10月10日(火)午後2時30分から午後3時30分まで【事前予約制】

※参加される場合は、令和5年10月10日(火)午前10時までに電話予約してください。その際に、参加者人数を伝えてください。

(2) 場所

入札物件所在地に現地集合

※駐車場等のご用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。また、周辺にお住まいの方や近隣店舗への迷惑となりますので、周辺道路や近隣施設への違法駐車は、絶対におやめください。

- ① 住宅地域であるため、現地へは最小限の人数でご参加ください。
- ② 受付は、開始時刻の15分前から行います。
- ③ 悪天候等により現地確認を中止・延期する場合がありますので、現地確認の詳細は、松田町総務課管財係(電話：0465-83-1221)までお問い合わせください。

5 質問について

(1) 質問受付及び回答

入札手続等に関する質問がある場合、次のとおり質問を受け付けます。

- ① 受付期間 令和5年10月12日(木)午後4時まで
- ② 提出方法 質問書(様式第4号)を事務局宛にFAXで送付
- ③ 回答日時 令和5年10月16日(月)午後5時
- ④ 回答方法 松田町公式サイトに掲載

※質問をした方の氏名・名称は公表しません。

6 入札について

(1) 入札保証金の納付

- ① 入札の参加にあたっては、令和5年10月27日(金)入札受付前までに入札保証金を納付してください。
- ② 入札保証金は、入札金額の5%以上の額を納付してください。(入札保証金は、最低売却価格の5%以上の額ではありませんので、ご注意ください。)
- ③ 入札保証金納付用の納付書により納付してください。また、納付時に発行される領収書をコピーし、提出する必要があります。
- ④ 入札後、落札者以外の方には、入札保証金を全額還付します。ただし、利息は付しません。
- ⑤ 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当することができます。
- ⑥ 落札者が期日までに契約を結ばない場合は、落札者の納付した入札保証金は町に

帰属するものとします。

(2) 予定価格

事前公表の最低売却額を、予定価格として設定します。

(3) 入札方法

入札は、立会により行います。必ず入札会場まで持参してください。その他の方法は受け付けません。

- ① 入札開始 10 分前までに入札受付(入札保証金の納入を含む)を済ませてください。
- ② 受付時に申込者又は代理人であることを確認しますので、顔写真付きの本人確認ができる証明書(運転免許証等)をご提示ください。
- ③ 係員の指示に従い、入札してください。

入札日時 令和 5 年 10 月 27 日(金) 午後 2 時から

入札場所 松田町役場 1 階 1 B 会議室

提出書類 提出書類に使う印鑑は、全て実印をしてください。

提出書類	部数
入札書(様式第 4 号)	1 部
委任状(様式第 5 号) ※本人以外が入札する場合のみ	1 部
入札保証金還付請求書(様式第 6 号)	1 部
入札保証金の領収書の写し	1 部

(4) 入札書類の作成方法

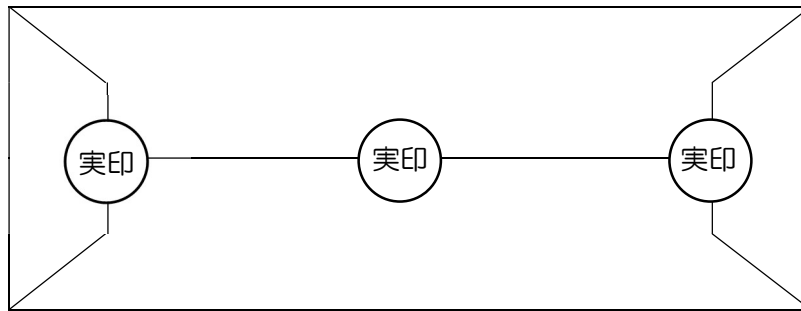
- ① 入札書(様式第 4 号)

入札書(様式第 4 号)は、次のように長 3 サイズ等の封筒に入れ、下記の模式図を参考に、糊付けし封印(実印)をしてください。封筒には、入札書以外のものを入れないでください。

(表)

入札書 在中
松田町普通財産売払い 物件番号○
入札者名 ○○○○○○

(裏)



② 委任状 (様式第 5 号)

個人の場合は代理人に入札を委任するとき、法人の場合は代表者以外の者が入札するとき必要となります。委任者の印鑑は、入札参加申込書と実印を使用してください。

③ 入札保証金還付請求書 (様式第 6 号)

入札保証金還付用の口座は、必ず入札者本人名義の金融機関口座を記入してください。共有希望の場合は、代表者の口座を記入してください。

④ 入札保証金の領収書の写し

入札保証金の納付時に発行される領収書をコピーしてください。

7 入札の辞退について

入札参加申込み後に、入札への参加を辞退する場合は、入札前日までに辞退届 (様式第 7 号) を提出してください。また、共有による入札参加申込の場合、一部の方のみの辞退は認められません。

既に入札保証金を納めた場合は、入札保証金還付請求書 (様式第 6 号) を併せて提出してください。

(1) 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は、入札前日までに必着。簡易書留としてください。)

(2) 送付先 〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037
松田町役場 総務課管財係 宛

8 開札

(1) 開札の方法

入札者の立ち会いのもと、入札会場で開札を行います。

(2) 落札候補者の決定

入札者のうち、最低売却価格以上の金額で、有効な入札の中で最も高い金額で入札された方を落札候補者とします。同価格の入札者が 2 以上ある場合は、くじ引きにより落札候

補者を決定します。

9 入札に係る注意

(1) 入札の無効

参加資格要件を満たさない者が行った入札、松田町契約規則第 19 条に該当する入札は無効とします。

(2) 入札書の引き換え等の禁止

提出された入札書の引き換え、変更、取り消しは一切できません。

(3) 入札期日の変更

天災地変その他やむを得ない理由があるとき、または適正な入札の執行ができないと認めるときは、入札の延期または中止をすることがあります。

(4) 入札の公正性と競争性を確保するため、入札参加申込状況や予定価格に関する問合せには一切お答えしません。

10 落札者の決定

(1) 落札候補者については、提出書類に基づく情報を基に、松田町暴力団排除条例に基づき、その者及び法人役員等が暴力団等に該当するかを神奈川県警察本部へ照会します。その結果、該当しない場合は、落札候補者を落札者として決定します。また、その結果が明らかになった日をもって、落札の決定の日とします。

一方、落札候補者及び法人役員等が暴力団等に該当する場合は、落札候補者の入札を無効とします。

(2) 落札候補者の入札無効が確定した場合は、改めて、町の予定価格以上の価格で有効な入札を参加者のうち、高い金額で入札した者から、順次、同様の落札者決定の手続きを進めますのでご承知おきください。

11 売買契約の締結と売買代金の支払いについて

(1) 落札者と町は、落札の決定の日から 7 日以内に土地売買契約書（案）により契約を締結します。

(2) 売買契約締結時に、入札金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付いただきます。契約保証金は、売買代金に充当することができます。

(3) 落札者が契約期日までに契約を締結しない場合は、権利は無効となります。

(4) 売買代金から契約保証金を控除した額を、契約締結後 40 日以内に納付していただきます。

(5) 期日までに売買代金を納付しない場合、契約を解除し、契約保証金は町に帰属するものとします。

(6) 契約の締結後、暴力団関係者であることが判明した場合には、催告なく解除

します。その場合、それまでに生じた一切の費用について、町は負担しません。

(7) 売買契約に要する費用については、すべて落札者の負担とします。

1.2 物件の引渡し及び所有権移転等

(1) 売買代金が完納された後に、現状有姿で物件を引き渡します。

(2) 登記に要する費用（登録免許税等）は、すべて買受人の負担となります。

1.3 その他留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。（添付・提出書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。）

(2) 必ず事前に現地調査及び関係法令の確認を行った上で、入札に参加してください。現況と物件調書等が相違する場合には、現況を優先します。

(3) 道路、上下水道、電気、ガス、通信等の設備については、買受人の責任と負担により各供給事業者と協議してください。

(4) 物件は、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、町は対応しません。

(5) 物件は、上下水道施設等の敷設については、現在使われておらず、使用できないものとして取扱っています。これらの敷設施設の補修、移設、改修、撤去、再築造及びその費用負担について、町は対応しません。

(6) 物件の敷地内（地中を含む）にゴミ、ガラ、碎石、樹木、雑草及び埋設物等が存在していた場合、これらの撤去、伐採及びその費用負担等について、町は対応しません。

(7) 物件の敷地内または隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置場、道路構造物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合には、移設及び撤去の可否等の取扱いについて、設置者または管理者等にお問い合わせください。町は対応しません。

(8) 物件及び隣接地の擁壁・直壁及びブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これらの越境物の移設、撤去、再築造、その費用負担及び隣接地権者等との協議等については、町は対応しません。

(9) 埋設物、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。物件調書に記載されている地中埋設物以外が発見されたとしても町は契約不適合責任を負いません。

(10) その他に隠れた瑕疵があっても、町は担保責任を負いません。

(11) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担については、町は対応しません。

(12) 価格の算定及び売買契約にあたっては、公簿上の地積を用いることとします。地積更正を行う場合、測量や登記に要する費用は買受人の負担となります。

- (13) 入札保証金及び契約保証金に、利息はつきません。
- (14) 買受人は、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求をすることは出来ません。
- (15) 物件番号1においては、湯の沢団地建築規約に適合すること。

1 4 開札結果の公表

開札結果は、入札者に個別に通知するとともに、松田町公式サイトに掲載します。なお、公表する事項は、物件の落札者（個人の場合は個人が落札した旨のみを公表。）、落札金額、入札参加者数となります。

<関係法令>

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたときまたは公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結または契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

松田町暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動または町民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

- (4) 暴力団員等 暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。
- (6) 町民 町内に居住し、通勤し、若しくは通学する者または事業者（町内で事業活動または公益的な活動を行う団体または個人をいう。）をいう。
- (7) 公の施設 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。
- (8) 指定管理者 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

松田町契約規則（抜粋）

（入札の無効）

第19条 入札に付した場合において申込者の入札が次の各号の1に該当するときは当該入札は無効としなければならない。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者のなした入札
- (3) 郵便により送付された入札書が所定の日時までに所定の場所に到着しないもの
- (4) 入札書の記載事項が不明なものまたは入札書に記名若しくは押印のないもの
- (5) 同一事項の入札について2人以上の入札書を提出したもの
- (6) 他人の代理を兼ねまたは2人以上の代理をしたもの
- (7) 入札価格を総額で入札すべきことを示してあるときに単価で入札したもの、または単価で入札すべきことを示してあるときに総額で入札したもの
- (8) 談合して行なった者の入札
- (9) 前各号のほか、契約担当者が特に指定した事項に違反したもの